

**1月14日**  
16:00~17:30



**金融サービス仲介業  
の解説と対策**

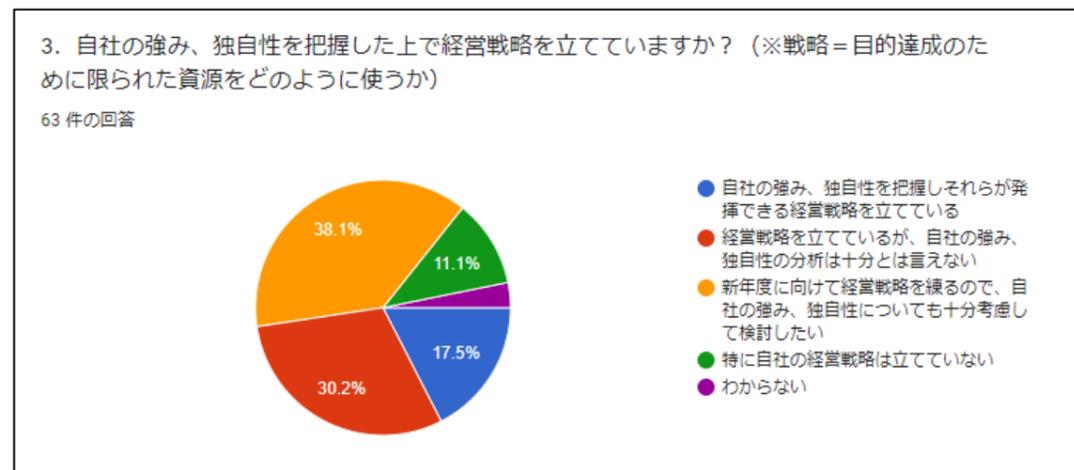
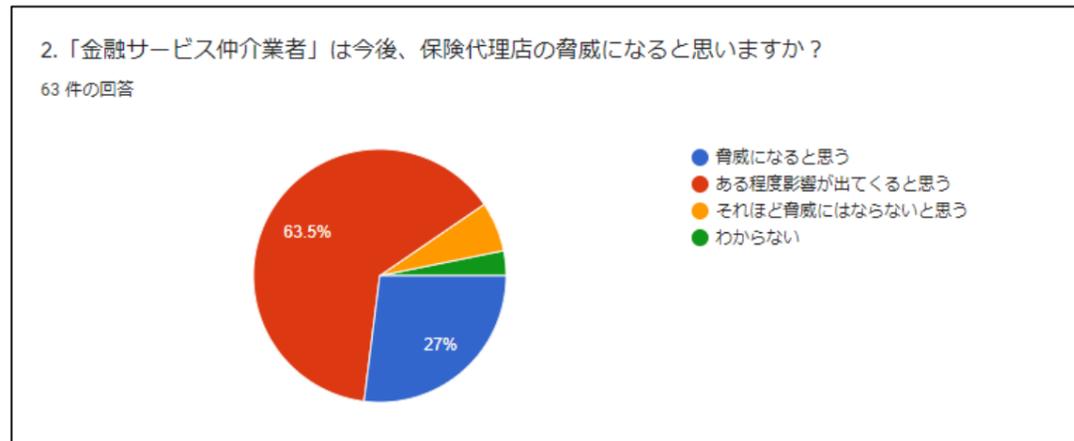
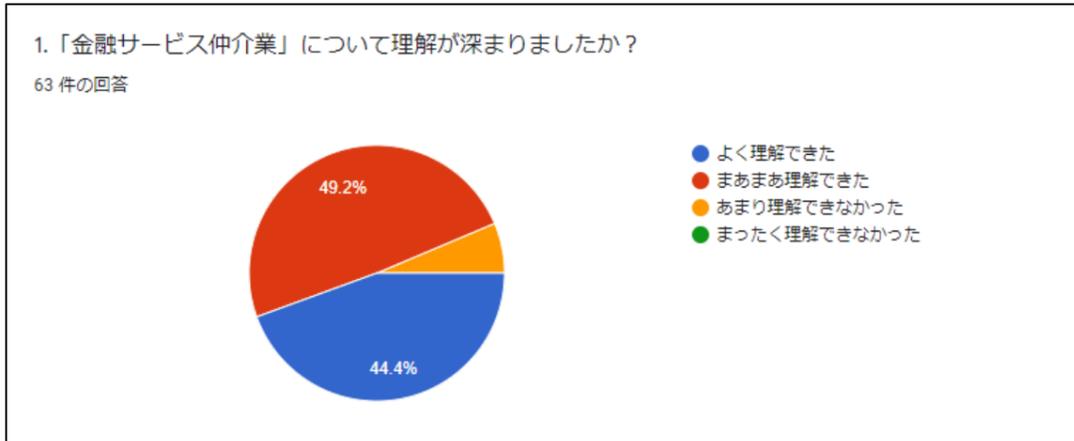
のぞみ総合法律事務所  
パートナー弁護士 公認不正検査士  
吉田 桂公 先生

# アンケート集約結果

セミナーへのご参加誠にありがとうございました。  
63名の方々からアンケートへの回答をいただきました。  
心より御礼を申し上げます。

- 申込者 194名
- 実際の視聴者 156名

## <設問に対する回答結果>



質問、ご意見、ご提言等	
質問	今後、金融仲介サービス業者に向けた資格制度や試験等（保険で言う募集人資格に類するもの）は設立される予定があるのでしょうか。時期的な情報もありましたらご教示ください。
回答	「金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力を有しない者」は、金融サービス仲介業の登録を拒否されますが（法15条1項1号タ）、この能力の有無を測るものとして、資格制度や試験のようなものが設けられる可能性はあると思います。一方で保険に関しては既存の資格制度を利用する動きがある、との情報もあります。
質問	このような大変な法改正をしてまで「貯蓄から資産運用へ」を進めたい背景にはどのようなことがあるのでしょうか。他の先進国と比べて何が劣っていると行政は捉えているのでしょうか。
回答	「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」が金融行政の目標であるところ、人生100年時代を迎える中、国民の厚生増大を図るためには、貯蓄から資産形成への動きを促進する必要があります（いわゆる「老後2000万円問題」もあります。）、日本は、欧米に比べて、金融資産に占める貯蓄の割合が非常に高く、投資に回る資産が少ないという問題意識が金融庁にはあります。
質問	金融商品に関わる料金（保険料など）とは別に顧客から金融サービス仲介業者が直接サービス料を受け取ることは禁じられておりますでしょうか。（システムの利用料等の名目を想定しております）
回答	現段階では、そのような利用料等の徴求は禁じられていません。
要望	より具体的になったら情報連携いただきたい 制度詳細も決まり参入事業者もほぼ決まるだろう今年秋冬に、我々代理店が取るべき対策等について、もう一度セミナーをお願いしたい。
回答	ありがとうございます。今後の代協運営の参考とさせていただきます。
御礼	ありがとうございました。
御礼	とても分かり易く説明頂き有難う御座いました。
御礼	わかりやすく話していただき大変参考になりました
御礼	貴重なセミナーのご提供をありがとうございました。
御礼	金融サービス仲介業について、分かりやすく解説いただき、ありがとうございました。今後の保険代理店としての展望や対策を考えるにあたり、参考になりました。
御礼	大変参考になりました。ありがとうございました。
感想	ワンストップでいろいろ出来ることは凄いいけれど一人の人間がそれぞれの分野で専門性を高めることは難しいと感じました。 その難しい部分をAIツールで補うことができるのは相当資力が必要かと思いました。
感想	金融サービス仲介業とはどういう者なのかが、理解できました。
感想	法律改正の経緯や趣旨はよく理解できました。まだ、決まっていないことが多いようなので、活用するか競合が現れるかわかりませんが、今後に注視していく参考になりました。
気づき	※顧客サービスの向上という観点で捉え、提供すべきサービスは今後何が必要であるか、代理店の存在意義も含め経営メンバーの検討課題です。
気づき	4年前からこんな動きがあったとは全く知りませんでした。貴重な情報をありがとうございました。